

平成28年度第1回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	平成28年7月27日(水) パレス神戸 2階 中会議室		
委員	泉水 文雄 (神戸大学大学院法学研究科教授) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員) 池田 千鶴 (神戸大学大学院法学研究科教授) 大搦 幸男 (弁護士) 細川 明子 (公認会計士)		
対象期間	平成27年12月1日から平成28年3月31日まで		
事務局報告 平成27年度第3回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	881件	対象期間中の指名停止件数	8件
対象工事の契約金額合計	39,079,703千円	対象期間中の資格制限件数	0件
対象工事の平均落札率	88.2%	対象工事：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事に係る入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		5件	
うち	一般競争入札	1件	
	公募型一般競争入札	2件	
	制限付き一般競争入札	1件	
	指名競争入札	2件	
	随意契約	0件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>事務局報告 平成27年度第3回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について</p>	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について (平成27年12月1日から平成28年3月31日までの入札・契約状況) ・一般土木工事については、総合評価落札方式の対象を拡大したが、建築一式工事には適用していないのか。</p> <p>・宝塚土木事務所発注の猪名川の河川環境整備工事を随意契約とした理由は何か。また、1者に対して2回入札を執行しているのはなぜか。</p>	<p>・建築一式工事については、設計段階で当該建物の所管部局と調整して建物の仕様が決まるので、総合評価落札方式にはなじまない。</p> <p>・現場は持ち主不明の廃棄物のある場所で、産業廃棄物処理と一般土木工事の両方ができる市内の業者が他にいないため、随意契約とした。 入札を2回執行したのは、第1回入札が予定価格を超過していたためである。</p>
3	<p>議案2 抽出した工事に係る入札及び契約手続に係る審議について (1) 公募型一般競争入札 ア 東播磨県民局（加古川土木事務所）発注 二見港土山線二見大橋橋梁補修・耐震補強工事（その3） ・施工上の工夫の余地がなく総合評価落札方式の対象としていないのはどういう判断か。</p> <p>・受注業者とこの橋梁を建設した業者とは同じ業者か。</p> <p>・38者中1者しか応札がなかった理由は何が考えられるか。</p> <p>イ 企業庁（東播磨利水事務所）発注 受変電設備改良工事 ・入札を2回執行しているが、どのような流れで入札を行ったのか。</p>	<p>・この工事の工法は、設計施工マニュアルがあり、施工方法や手順が決められている工事であるためである。</p> <p>・上部工は昭和48年に今回の受注業者の前身に当たる業者が施工し、下部工は別の業者が施工した。</p> <p>・現場近くで海苔の養殖が行われており、漁協との調整で工期が5月から8月までに限定されている。この時期は出水期前で工事の繁忙期と重なるため、応札できる業者がなかったものと思われる。</p> <p>・入札は、電子入札システムを使用して行っている。 第1回入札を執行したところ、全入札参加者の入札金額が予定価格を超過していたため、この旨を記載して第1回入札の辞退者を除いた入札参加者に通知し、第2回入札を執行したが、それでも予定価格を超過していたため、不落随契として入札参加者から見積りを徴して契約した。</p>

<p>(2) 制限付き一般競争入札 ア 淡路県民局（洲本土地改良事務所）発注 鮎原下地区ため池治水活用工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3者中2者が辞退しているが理由は何が考えられるか。 ・ 追加工事の金額が大きいですが、入札当初には予測できなかったのか。 <p>(3) 指名競争入札 ア 県土整備部契約管理課（営繕課）発注 西播磨食肉衛生検査所耐震補強その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回入札と第2回入札とでは最低の価格で入札した業者が逆転しているのはなぜか。 ・ 工期を翌年度に延長している理由は何か。 <p>イ 神戸県民センター（神戸土木事務所）発注 明石川水系友清川河川災害復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 26者中24者が辞退しているが、難しい工事なのか。 ・ 指名競争入札の試行拡大の対象工事か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場は9箇所に点在しており、敬遠されたと思われる。 ・ この案件は、一度入札不調になっているため、地元調整など手間が大きく敬遠される工事である防草シート設置等を仕様書から外して入札を執行した。 しかし、契約後に検討の結果、これらの工事が必要であると判断し、予算を確保できたため、追加工事として発注した。 ・ 第2回入札終了後、入札参加者に入札金額が予定価格を超過していること及び第2回入札における入札最低金額を通知した上で、第3回入札を執行しており、たまたま逆転しただけと思われる。 ・ 翌年度以降にまたがる工期で契約するためには議会の承認が必要となるため、当初契約に際して、議会の承認後に工期変更を行う旨を仕様書に示し、繰越を前提として契約している。 ・ 現場は3箇所に分かれており、当該河川は川幅が狭く、田に仮設道を作らなければ建設機械が入れないため、地元との調整が必要なことに加え、神戸市も災害復旧工事を多数発注しており、業者が工事を選んだためと思われる。 ・ 指名競争入札の試行拡大によるものである。 全土木事務所等での試行は平成28年度からであるが、神戸土木事務所は龍野土木事務所及び養父土木事務所とともに平成27年度から試行対象機関となっている。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の対象期間にはなかった旨、事務局から報告した。 	